年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会 平成 29 年6月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

厚生年金保険関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600835号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700021号

第1 結論

請求者のA社における平成24年6月8日の標準賞与額に係る記録を1万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請求期間: 平成24年6月8日

育児休業期間中であった請求期間に、A社から賞与が支給されたが、同社の届出が遅れたため、当該期間に係る標準賞与額の記録が、保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該標準賞与額の記録について、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構B年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者が、請求期間において同社から標準賞与額1万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年11月19日から平成24年9月16日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

なお、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているが、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されているところ、前述の厚生年金保険法第81条の2の規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定を適用すべきではないと考えられる。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳における賞与支給額から1万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1600836 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1700022 号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月9日は23万4,000円、平成20年6月13日は6万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月9日

② 平成20年6月13日

育児休業期間中であった請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、同社の届出が遅れたため、当該期間に係る標準賞与額の記録が、保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該標準賞与額の記録について、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構B年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者が、請求期間①において標準賞与額23万4,000円、請求期間②において標準賞与額6万5,000円に見合う賞与の支払を同社から受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成 17 年 11 月 13 日から平成 18 年 9 月 10 日までの期間及び平成 20 年 1 月 3 日から同年 10 月 20 日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

なお、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているが、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されているところ、前述の厚生年金保険法第81条の2の規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定を適用すべきではないと考えられる。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳における賞与支給額から、請求期間①は23万4,000円、請求期間②は6万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600837号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700023号

第1 結論

請求者のA社における平成21年6月12日の標準賞与額に係る記録を1万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和57年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成21年6月12日

育児休業期間中であった請求期間に、A社から賞与が支給されたが、同社の届出が遅れたため、当該期間に係る標準賞与額の記録が、保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該標準賞与額の記録について、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構B年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者が、請求期間において同社から標準賞与額1万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成20年11月6日から 平成21年9月9日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81 条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたと きは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育 児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨 規定されている。

なお、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているが、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されているところ、前述の厚生年金保険法第81条の2の規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定を適用すべきではないと考えられる。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳における賞与支給額から1万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600844号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700025号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における標準賞与額を平成16年3月10日は5万3,000円、平成17年3月10日は5万4,000円、平成18年3月10日は4万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年3月10日、平成17年3月10日及び平成18年3月10日の標準賞与額については、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、 保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 3 月 10 日、平成 17 年 3 月 10 日及び平成 18 年 3 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和56年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年3月

② 平成17年3月

③ 平成18年3月

A社に勤務した期間の賞与に係る明細書を確認したところ、請求期間①、②及び③の賞与記録がないことが分かった。請求期間①、②及び③の賞与に係る明細書を提出するので、当該各期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る賞与の明細書により、請求者が、請求期間①に5万3,031円、請求期間②に5万4,021円、請求期間③に4万5,842円の賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額(請求期間①は5万3,000円、請求期間②は5万4,000円、請求期間③は4万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支給日については、B社の回答から、請求期間①は平成16年3月10日、請求期間②は平成17年3月10日、請求期間③は平成18年3月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、当該期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かは、不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1600623 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1700026 号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所 : 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年12月

年金事務所からA社の賞与に係る照会文書が届いたので、ねんきん定期便を確認したところ、同社の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことが分かった。

請求期間に係る賞与の支給明細書及び賞与振込先口座の貯金通帳を提出するので、当該期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る賞与支給明細書により、請求者が、請求期間に同社から5万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額5万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支払日については、請求者から提出された貯金通帳における賞与入金日から、平成18年12月8日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの 厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かに ついては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認め られない。 厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1700073 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1700027 号

第1 結論

請求者のA社における平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額を 3 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成17年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月16日

A社に勤務していた期間に支払われた賞与のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額について、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与振込口座の取引明細、A社から提出された平成17年度冬季パート寸志に係る通知書及び複数の同僚から提出された寸志明細書から判断すると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額3万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの 厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かに ついては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認め られない。 厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1700074 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1700028 号

第1 結論

請求者のA社における平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額を 3 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成17年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所: 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月16日

A社に勤務していた期間に支払われた賞与のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額について、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与振込口座の普通預金通帳、A社から提出された平成 17 年度冬季パート寸志に係る通知書及び複数の同僚から提出された寸志明細書から判断すると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額 3 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの 厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かに ついては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認め られない。 厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700075号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700029号

第1 結論

請求者のA社における平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額を 4 万円に訂正することが必要である。

平成17年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所: 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月16日

A社に勤務していた期間に支払われた賞与のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額について、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与振込口座の普通預金通帳、A社から提出された平成 17 年度冬季パート寸志に係る通知書及び複数の同僚から提出された寸志明細書から判断すると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額 4 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの 厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かに ついては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認め られない。 厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1600730 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1700030 号

第1 結論

請求者のA社における平成26年4月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年4月から同年10月までの標準報酬月額については、24万円を41万円とする。

平成26年4月から同年10月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 4 月から同年 10 月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年4月1日から同年11月1日まで

ねんきん定期便を見ると、A社における標準報酬月額のうち、請求期間の標準報酬月額が、 実際に支給された給与額より低く記録されているので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂 正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書、平成26年分給与所得の源泉徴収票及び平成27年度給与所得等に係る市・府民税特別徴収税額の変更通知書並びにA社の元従業員から提出された給与支給明細書等から判断すると、請求者が、請求期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主から回答を得られず、同社の破産管財人は不明と回答しているものの、請求期間について、年金事務所が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることから、報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額とする当該届が事業主から提出され、その結果、年金事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1600852 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1700024 号

第1 結論

請求期間のうち、昭和26年2月1日から昭和27年1月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、昭和27年1月1日から同年8月1日までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和26年2月1日から昭和27年1月1日まで

② 昭和27年1月1日から同年8月1日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録では、B社における被保険者期間となっているが、当時は、C市D区内に在ったA社に勤務していたので、当該期間を同社における厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

請求期間②について、前回、B社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったところ、訂正は認められないとする通知を受け取った。しかし、請求期間②当時、B社に間違いなく勤務していたので、再度審議の上、当該期間を同社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が勤務したと主張するA社は、厚生年金保険の記録において、 同保険の適用事業所であった記録が見当たらない上、同社に係る商業登記の記録も見当たら ないことから、同社における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所 に確認することができない。

また、請求者は、A社からB社へ一緒に移った同僚として4人の名前を挙げているが、当該4人は死亡又は所在不明であることから、A社における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、同僚に確認することができない。

このほか、請求者が、A社における厚生年金保険被保険者として、請求期間①における厚生年金保険料を控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、A社における厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求者の請求期間②に係る訂正請求については、i)請求者が請求期間②当時に勤務したとするB社は、厚生年金保険の記録において昭和27年1月1日に同保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができないこと、ii)B社における厚生年金保険被保

険者記録がある者のうち、所在が判明した二人に照会し回答を得たが、当該二人はいずれも 請求者を覚えていない旨陳述していること等から、既に平成27年11月11日付けで、年金 記録の訂正をしないこととする近畿厚生局長の決定が通知されている。

今回の請求期間②に係る訂正請求については、請求者が、前回の決定に対し、「請求期間 ②当時、B社に間違いなく勤務していたので、前回の訂正請求の決定には納得ができない。」 と主張して、再度訂正請求を行ったものである。

しかし、今回の訂正請求に当たって、請求者から、請求期間②当時のB社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を裏付ける新たな資料等の提出はなく、今回の請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

このほか、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。